

## 庄原市の行政評価について

### 1 行政評価とは

行政は、通常、新規事業の計画段階に事業の必要性や手法などを検討しますが、行政評価は事後に実施するものであり、実施した事業を多様な視点から評価・検証し、その結果を次年度の事業実施に活かしていく手段のひとつです。

したがって、行政評価は新たな事業を「する・しない」ではなく、既存事業について「続ける・やめる」又は「見直す(拡大・縮小)」ことについての判断材料となります。

### 2 実施根拠

庄原市まちづくり基本条例第12条に規定する「施策の評価と公表」を実施するとともに、事務事業の最適化を行い、効果的かつ効率的な市政を推進することを目的とします。

<p>庄原市まちづくり基本条例(平成23年庄原市条例第28号)(抜粋)</p> <p>(施策の評価と公表)</p> <p>第12条 市は、施策の成果および達成度を市民の参画を得て評価し、その結果をわかりやすく公表するものとします。</p>
---

### 3 段階的評価と事業への反映

実施者、負担者、受益者、様々な立場の視点で偏りのない評価を行います。

評価段階		評価手順
内部評価	第1次評価 (主管課による評価)	担当者評価シート作成  主管課長評価
	参考意見の聴取 (市民視点の評価)	・プラモニ(インターネットを利用した市民意見) ・本支所で評価シートを供覧し、市民意見を聴取
外部評価	第2次評価 (市民視点の評価)	評価委員会による評価(5人)
内部検討	事業方針案の検討 (全庁的視点からみる評価)	政策企画会議で今後の事業の実施方針案の検討
最終判断	事業方針の決定	各段階の評価結果を踏まえ、実施機関の長が今後の事業の実施方針を決定

#### 4 行政評価の対象事業

行政評価の対象事業は、予算の事業コードを細分化した事務事業（約500事業）とします。ただし、次に掲げるものを除きます。

##### 評価対象としない事業

- (1) 法定受託事務・・・戸籍事務、国政選挙、生活保護事業、児童手当支給事業など
- (2) 職員人件費
- (3) 普通建設事業（補助事業・改修維持修繕を除く。）・・・道路や施設の建設事業
- (4) 議会にかかる事業・・・議会運営費・議員人件費など
- (5) 既に外部評価を導入している事業・・・教育委員会部局の事業

#### 5 行政評価対象事業の選定について

平成25年度は、試行として各課で1事業を選定し、その中から企画課で6事業程度を選定し、評価を実施します。

#### 6 評価の視点

評価は、次の評価項目により実施します。

評価項目	評価視点
必要性	この事業が市民の生活へのどの程度影響を与えているか
認知度	事業対象者及び対象者以外の市民が事業を認知しているか
有効性	市民に対し、具体的な説明ができるような成果があがっているか
受益者満足度	利用者としてサービスに満足しているか
市民（納税者）納得度	受益者負担・事業に要する費用や効率性について、受益者以外の市民が納得できるか
代替性	市が実施すべきか。協働の余地がないか。他の実施主体に類似事業はないか。
まちづくり基本条例	まちづくり基本条例の趣旨に沿っているか。